

ペットフード安全法の概要

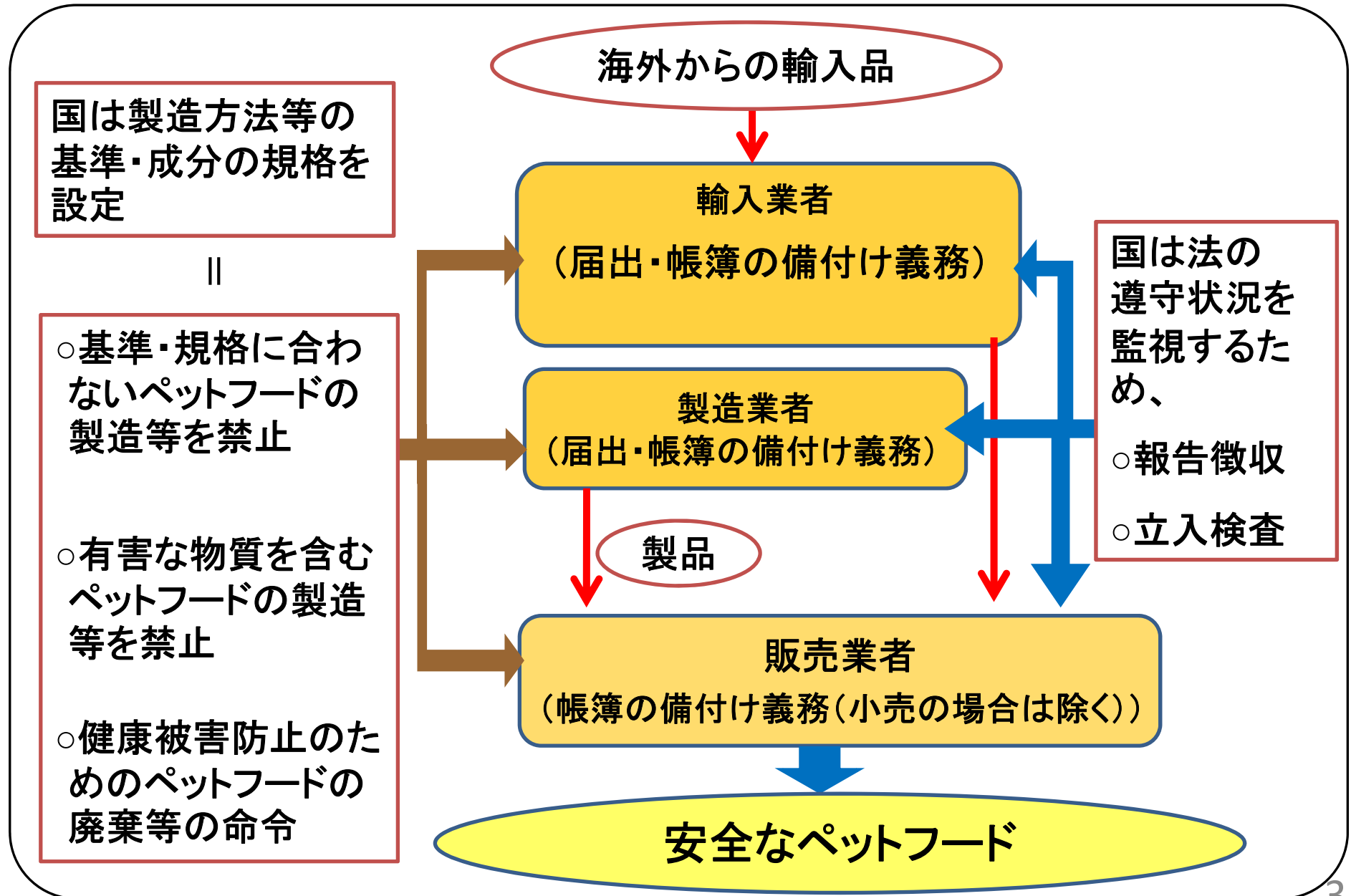
平成27年2月1日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

1. ペットフード安全法制定の経緯

1. 平成19年に米国では愛がん動物用飼料により犬・猫が相次いで死亡する事故が発生
2. 我が国においても事故の発生が懸念され、環境省と農林水産省は19年8月に「ペットフードの安全確保に関する研究会」を設置
3. 研究会では、①動物愛護の観点からペットフードの安全確保は緊急に取り組むべき、②製造、輸入、販売等の各段階で必要かつ適切な措置が取られるべき、③ペットフードについて十分な安全を確保する上で、法規制の導入が必要であること等を提言
4. 提言を踏まえ、環境省と農林水産省は、20年6月18日に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(ペットフード安全法)を公布

2. ペットフード安全法の概要



3. 成分規格

| 分類 | | 物質等 | 上限値(μg/g) |
|--------------|-----------------------|--|--------------------------------|
| 添加物 (2項目) | | エトキシキン・ジブチルヒドロキシトルエン(BHT)・ブチルヒドロキシアニソール(BHA) | 150(合計量)犬用にあつては、エトキシキン75μg/g以下 |
| | | 亜硝酸ナトリウム(平成27年2月20日から適用) | 100 |
| 農薬 (5項目) | | クロルピリホスメチル | 10 |
| | | ピリミホスメチル | 2 |
| | | マラチオン | 10 |
| | | メタミドホス | 0.2 |
| | | グリホサート | 15 |
| 汚染物質 | かび毒 (2項目) | アフラトキシンB ₁ | 0.02 |
| | | デオキシニバレノール | 2(犬用), 1(猫用) |
| | 重金属等 (3項目) | カドミウム | 1 |
| | | 鉛 | 3 |
| | | 砒素 | 15 |
| | 有機塩素系 化合物 (5項目) | BHC(α-BHC,β-BHC,γ-BHC及びδ-BHCの合計量) | 0.01 |
| | | DDT(DDD及びDDEを含む) | 0.1 |
| | | アルドリン・ディルドリン(合計量) | 0.01 |
| | | エンドリン | 0.01 |
| | | ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド(合計量) | 0.01 |
| その他(1項目) | メラミン(平成27年2月20日から適用) | 2.5 | |

4. 製造方法の基準

| 分類 | 物質等 | 基準 |
|-------|------------|---|
| 有害微生物 | 有害微生物全般 | 加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと |
| 添加物 | プロピレングリコール | 猫用には用いてはならない |
| 原料全般 | その他の有害物質等 | 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない |

全般的事項；法律第7条に基づき必要に応じて規制

5. 表示の基準

安全確保や問題発生時の原因究明の観点から、以下の5つの事項について、日本語で表示することが義務化されている。



① 名称

ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載

② 原材料名

原則として使用した原材料(添加物を含む)を全て記載。添加物以外は、穀類、魚介類等の分類名による表示も可能な場合あり。

③ 賞味期限 年月日又は年月により表示

④ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称 及び 住所
表示内容に責任を有する者について、事業者の種別とともに記載

⑤ 原産国名

内容に実質的な変更をもたらす最終加工工程を完了した国